

# 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）について

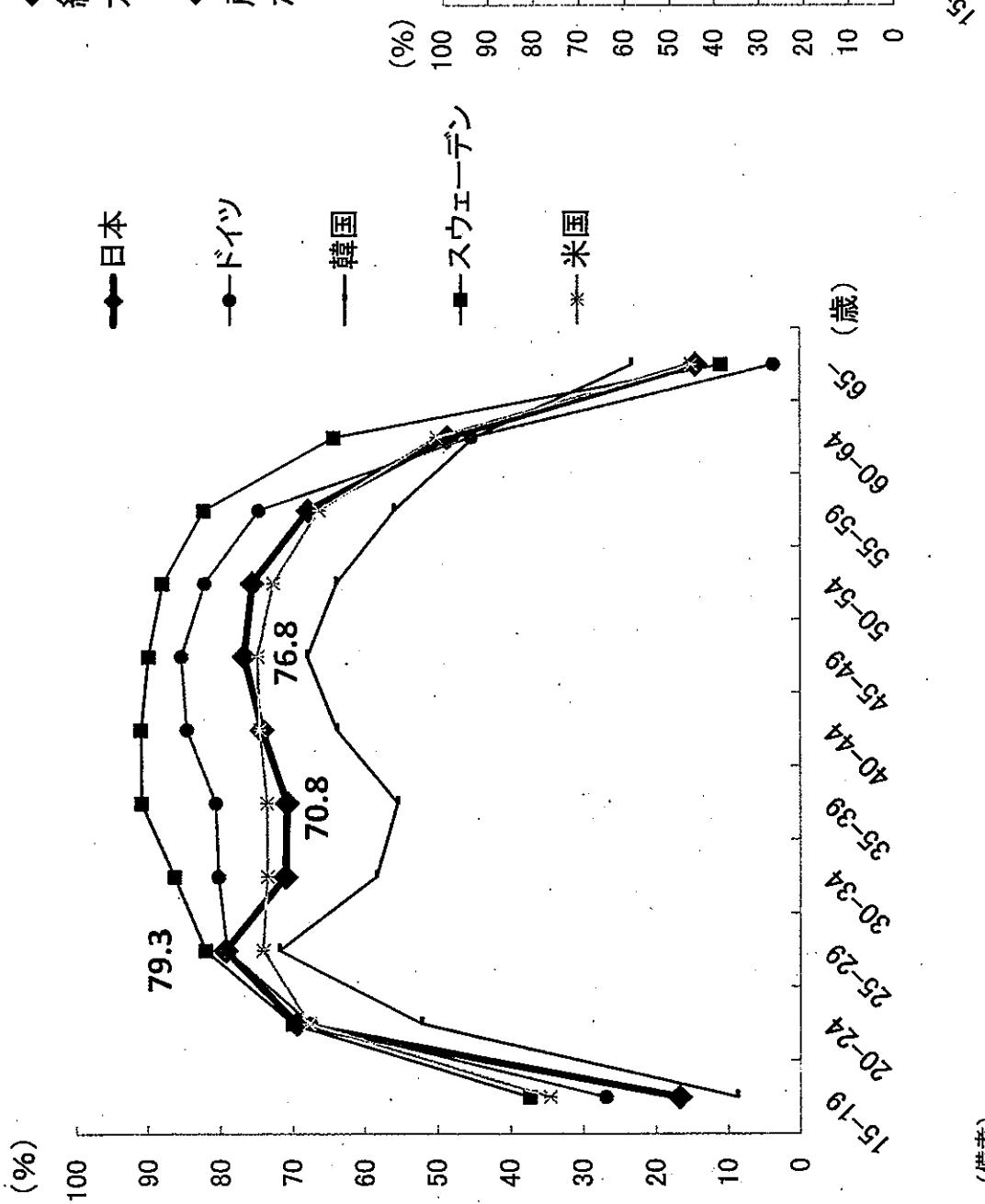
平成27年9月2日

内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室

# 女性の年齢別労働率

日本では、女性の年齢階級別労働率がM字カーブを描くが、歐米諸国では見られない。  
ただし、就業希望者等を加えた潜在的労働力は高い。

- ◆ 我が国の女性の労働率の現状を年齢階級別にみると、30歳代を底としたいわゆるM字カーブを描いている
- ◆ 背景には、我が国では依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いこと  
が挙げられる

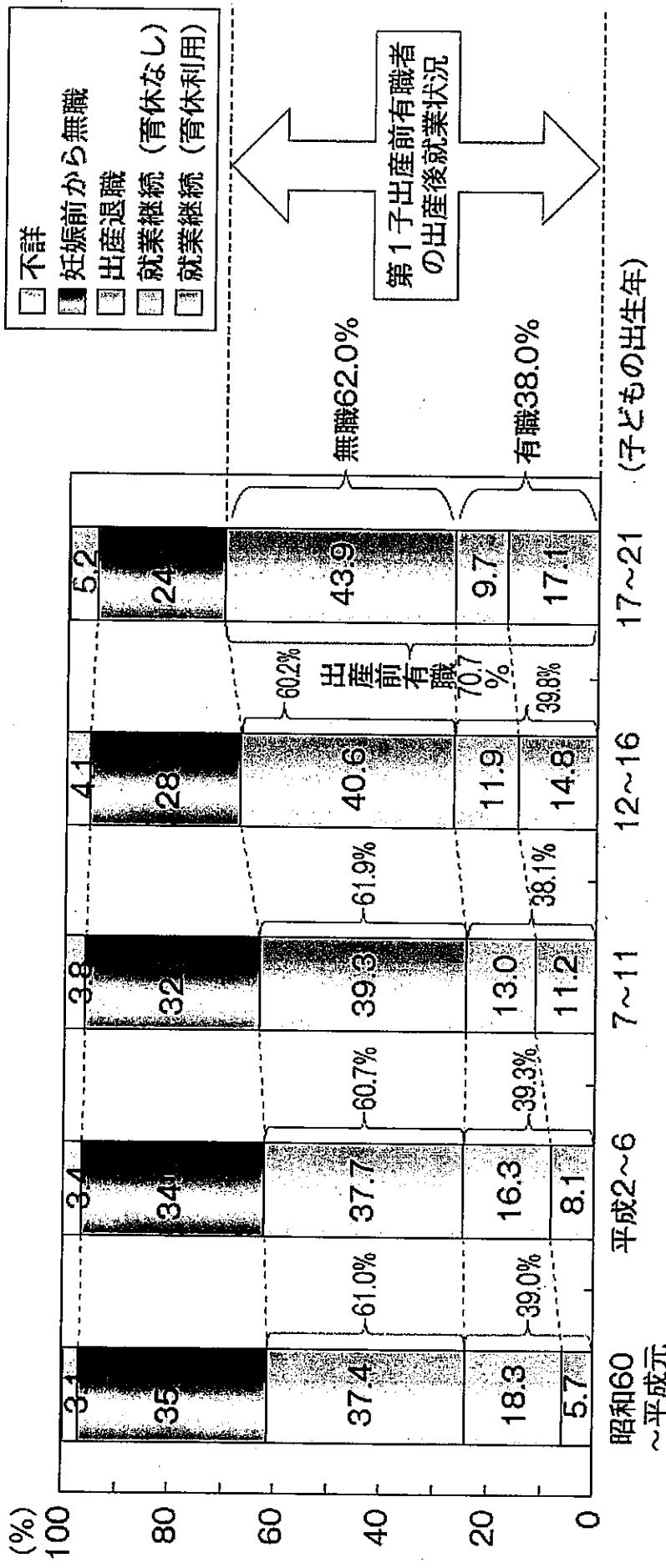


（備考）  
 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成26年）により作成。  
 2. 「労働率」は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

3. 日本と米国は2014（平成26）年、その他の国は2013（平成25）年の数値。

# 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

第1子出産前有職者のうち約6割が第1子出産を機に離職。



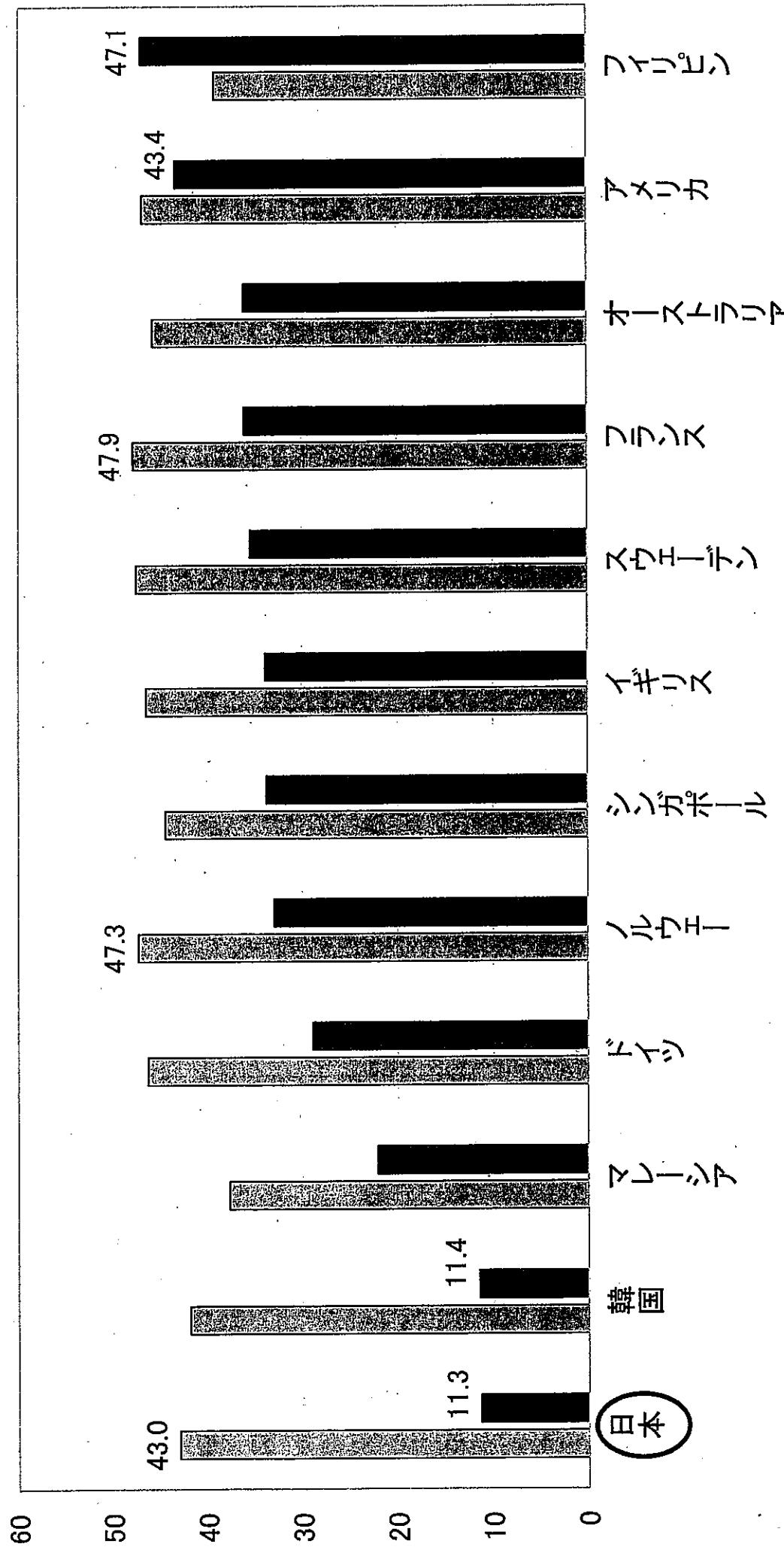
(備考)

1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
3. 出産前後の就業経歴
  - 就業継続 (育休利用) - 妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
  - 就業継続 (育休なし) - 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
  - 出産退職 - 妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
  - 妊娠前から無職

# 就業者、管理的職業従事者に占める女性割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性割合は国際的にみても低い。

図 就業者 ■ 管理的職業従事者



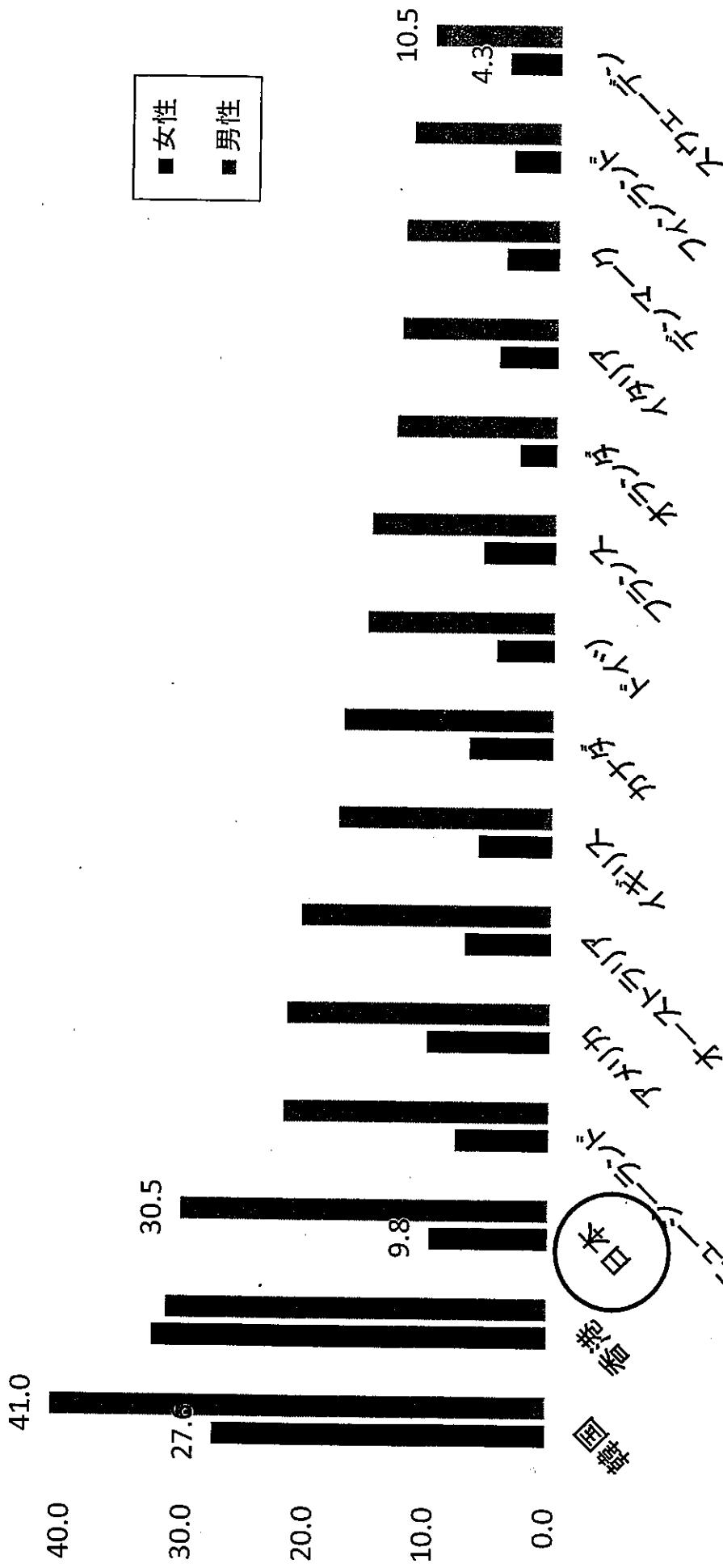
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成26年)、独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2015」により作成。

2. 日本は平成26年、その他の国は2013(平成25)年のデータ。

3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

# 長時間労働者の割合（国際比較）

日本では、長時間（週49時間以上）働く人が約3割。



備考：1. ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat/>) より作成。(2015年1月現在)

2. ここでいう長時間とは、週49時間以上を指す。

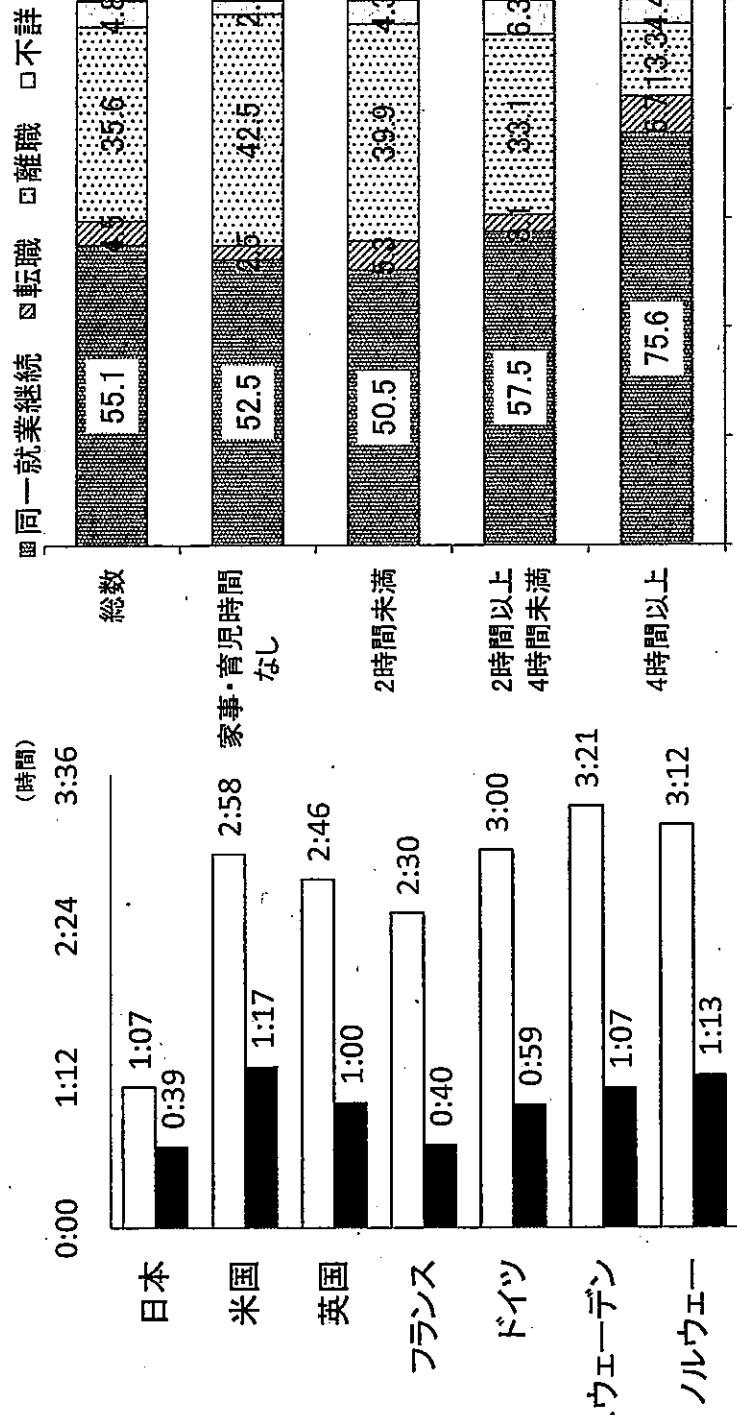
3. 原則として全産業の就業者を対象としている。ただしアメリカは休業者を除く従業者を対象としている。

4. 韓国及びアメリカは2012年、それ以外は2013年の数値である。

# 女性の経済就業と男性的な家事・育児参加の関係

- 日本の夫(6歳未満の子どもを持つ場合)の家事・育児関連時間は、1時間程度と国際的にみて低水準
- 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また第2子以降の出生割合も高い傾向にある。

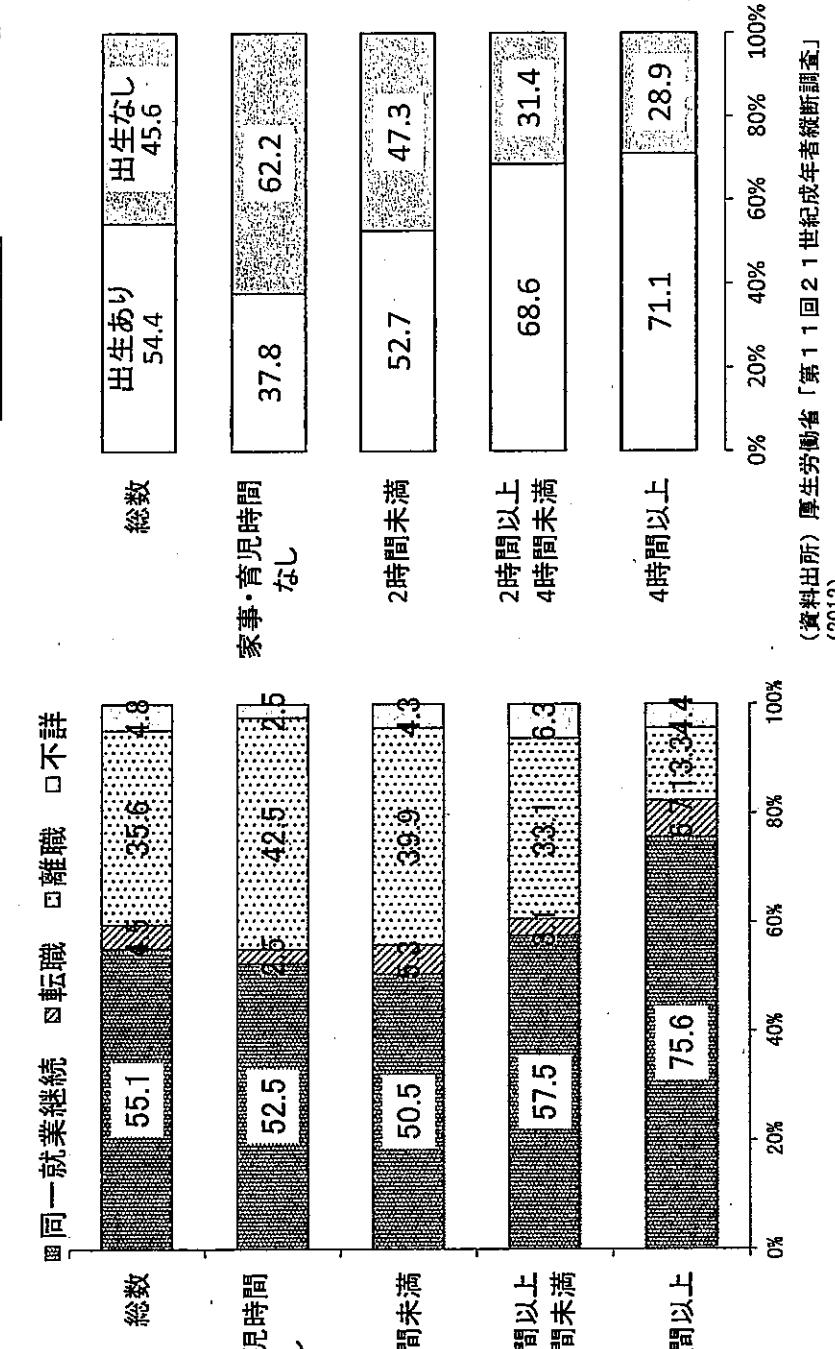
**【6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)】**



**口家事関連時間全体 ■ うち育児の時間**

(資料出所) 平成27年男女共同参画白書  
(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary" (2013) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)により作成。  
2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)である。  
3) 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

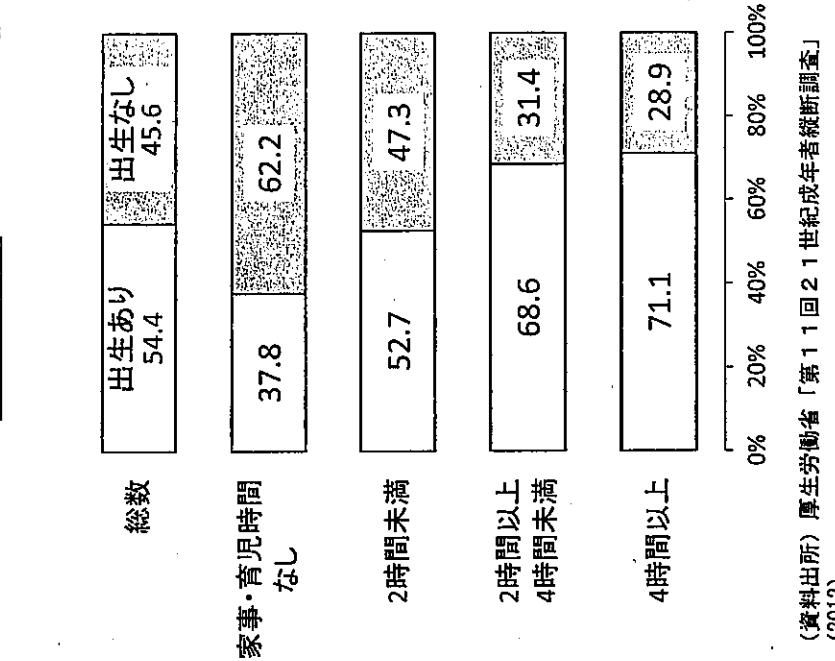
**【夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】**



(資料出所) 厚生労働省「第11回21世紀成年者総断調査」(2012年)  
(注)

1) 調査対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られない夫婦は除く。  
①第1回調査から第11回調査までの間に結婚し、結婚後第1回調査時に双方から回答を得られている夫婦  
②第1回調査まで双方から回答を得られている夫婦  
③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦  
2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第10回調査時の状況である。  
3) 10年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。  
4) 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

**【夫の平日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】**



(資料出所) 厚生労働省「第11回21世紀成年者総断調査」(2012年)  
(注)

1) 調査対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られない夫婦は除く。  
①第1回調査から第11回まで双方が回答した夫婦  
②第1回に独身で第10回までの間に結婚し、結婚後第11回まで双方が回答した夫婦  
③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者はである  
2) 10年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。  
3) 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

5

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に發揮されることが一層重要。

このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ▶ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ▶ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶ 女性の職業生活と家庭生活との両立に關し、本人の意思が尊重されるべきこと

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

- ▶ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率　②勤続年数男女差  
③労働時間の状況　④女性管理職比率
- ▶ 上記の状況把握・分析を踏まえ、「定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
- ▶ 女性の活躍に関する情報の公表  
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に關する協議を行う「協議会」を組織することができる(任意)。

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

# 重

# 地方公共団体の役割

## 1 推進計画の策定

(法律上、作成は努力義務(第6条))

- ・各地域における女性の職業生活における活躍を進めるための行政としての計画
- ・基本方針を勘案し、地域の実情に応じ、相談体制、両立支援、職業教育の充実等の取組事項を記載
- ・男女共同参画計画と一体のものとして策定して差し支えない。

## 2 協議会の設置運営

(法律上、設置は任意(第23条))

- ・各地域における女性の活躍を地域ぐるみで応援するための協議の場
- ・地域における事業主団体や、NPO、労働組合その他の有識者の参加を想定
- ・既存の同様の仕組みを活用して協議会に位置付けることも差し支えない。

## 3

特定事業主行動計画の策定

(法律上、作成は義務(第15条))

- ・各自治体が事業主(雇用主)の立場として女性職員の活躍のために作成する計画
- ・女性職員活躍の現状を、所定の必須・任意把握項目等(府令規定)により把握・分析し、その結果を踏まえ、それぞれの自治体の実情に応じた数値目標を含んだ行動計画を作成
- ・地域企業の模範となる計画作成を期待

## 重 要

# 地方公共団体の役割(続き)

## 3 特定事業主行動計画の策定(続き)

- ・策定主体は、小規模市町村も含む全地方公共団体のそれぞれの特定事業主(任命権者)  
(来年4月1日までに作成が必要)
- ・地方公共団体の長、議会の長、選挙管理委員会等の策定主体(特定事業主)等を定める規則の制定が必要
- ・国において策定のための指針(ガイドライン(告示))、中小規模自治体を想定した計画策定例を作成
- ・行動計画には、計画期間、定量的目標(数値目標)、取組内容、実施時期を記載
- ・策定した行動計画は遅滞なく公表、職員に周知
- ・毎年少なくとも1回、行動計画に基づく取組の実施状況を公表
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画と一体のものとして策定して差し支えない

## 4 女性の職業選択に資する情報の公表(法律上、公表は義務(第17条))

- ・特定事業主は、女性の職業選択に資する情報(府令規定)を定期的に公表

※ 1～4について、それぞれ主担当部局を定め、関係部局が連携して取り組む必要(男女共同参画担当、人事担当等)  
※ 都道府県においては管内市町村の取組も促進していく必要

# 行動計画策定等のイメージ

## 労働政策審議会建議（平成26年9月30日）抜粋【民間事業主向け】

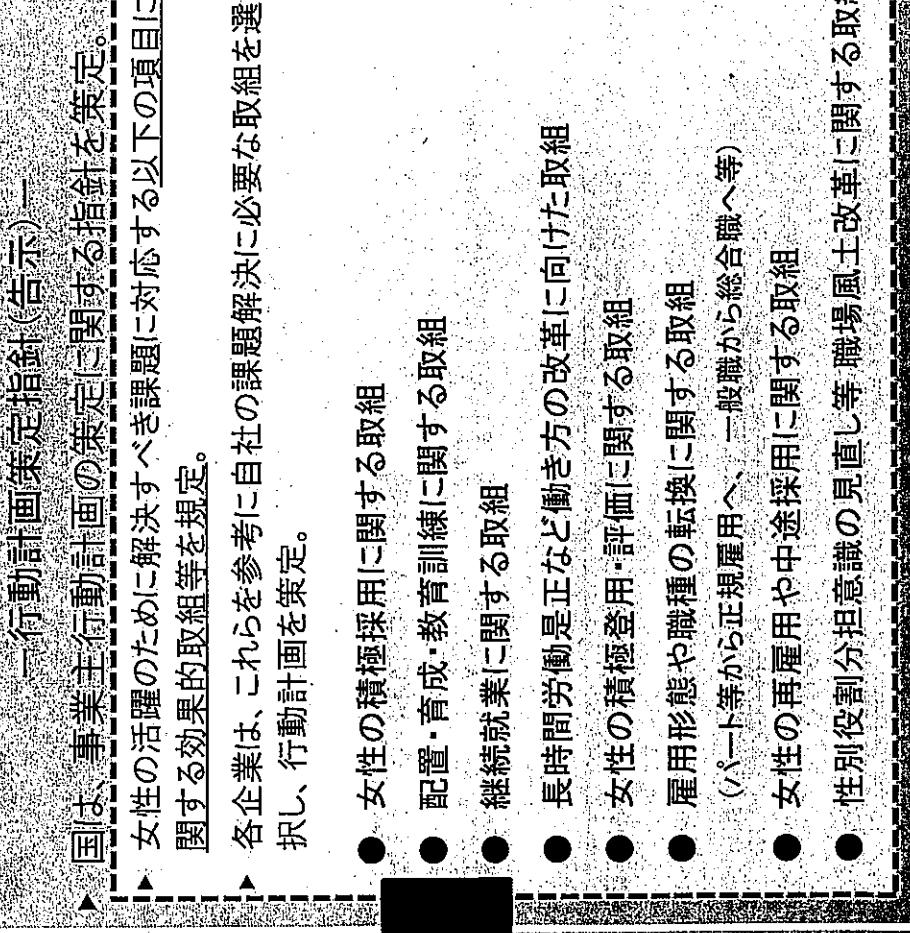
### 事業主行動計画等

#### ① 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析

状況把握の必須項目（省令で規定）

- ①女性採用比率
- ②勤続年数男女差
- ③労働時間の状況
- ④女性管理職比率

※任意項目についてさらに検討（例：非正規雇用から正規雇用への転換状況等）



※ 特定事業主については、行動計画の届出は不要